

# 未熟児養育医療給付のご案内

## 1. 制度の概要

未熟児で、入院養育が必要と医師が判断したお子さまに対し、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。

## 2. 納付の対象

次のいずれかに該当する未熟児

- ① 出生時体重が2,000g以下
- ② 生活力が特に弱く、認定基準に掲げるいずれかの症状を示す場合

## 3. 納付期間

養育医療意見書に基づきます（最長、1歳のお誕生日の前々日まで）。

## 4. 納付の内容

指定養育医療機関における次の入院医療及び看護、移送が対象です。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 食事代
- ⑤ 看護
- ⑥ 移送

①～④は直接医療の給付を行いますので、窓口での費用の負担はありません。また、医療機関へのお支払いが終了した後では、世田谷区への請求はできませんので、あらかじめ医療機関にご相談ください。  
⑤、⑥は事前に世田谷区へ申請し、承認の上で自己負担額をお支払いいただいた後の請求となります。

## 5. 納付の申請

次の書類をそろえて、**お住まいの地域の総合支所保健福祉センター健康づくり課**へ提出してください。対象未熟児の個人番号が不明な場合には、空欄でご提出ください。

<申請に必要な書類>

窓口確認書類	1 <u>申請者の本人確認書類</u>	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート等
	2 <u>個人番号確認書類</u> (未熟児、保護者（全員分))	通知カード、マイナンバーカード（個人番号カード）等
提出書類	1 <u>養育医療給付申請書</u>	保護者の方が記入してください。 保護者以外の方が申請する場合は、別途保護者の方からの委任状が必要です。
	2 <u>養育医療意見書</u> （2部）	入院している指定養育医療機関で作成を依頼してください。主治医に記入いただきます。 (申請日前3か月以内に発行したもの)
	3 <u>世帯調書</u>	保護者の方が記入してください。
	4 <u>健康保険被保険者証のコピー</u>	対象未熟児のもの。（提出に時間がかかる場合は、対象未熟児が加入予定の扶養義務者の保険証コピーを提出し、対象未熟児のコピーは出来次第ご提出ください）
	5 <u>住民税課税・非課税等証明書</u>	※裏面をご確認ください。
※その他提出書類は裏面をご覧ください。		(裏面あり)

※郵送申請を希望する場合はお問い合わせください。

＜その他の提出書類＞：以下に該当する場合は下記の書類も必要です

提出書類	<b>入院日より3か月を超えて申請する場合</b> ・遅延理由書	保護者の方が記入してください。
	<b>指定養育医療機関を変更した場合</b> （転院前後の病院が指定養育医療機関であること） 「2養育医療意見書」として以下が必要です。 ・追加意見書（2部）  ・養育医療意見書（医療機関ごとに2部ずつ）	転院前の主治医が転院の理由について記入したもの。 転院前・転院後の主治医がそれぞれ記入したもの。

＜※住民税課税・非課税証明書について＞

・申請書（税情報照会への同意欄あり）にご記入いただくことで、住民税額が確認できる書類を省略できます。（ご提出いただいた世帯調書に記載の住所（課税時住所）で確認します。）

なお、生活保護又は支援給付を受給されている方は、生活保護受給証明書・中国残留邦人等支援給付証明書の提出が必要です。

※住民税額確認年度

4月～6月までに申請する場合…前年度の住民税額

7月～翌年3月までに申請する場合…申請年度の住民税額

※住民税額確認対象者

- 対象未熟児と生計を一にするもの

## 6. 審査結果の通知

申請から約1か月ほどで、世田谷保健所健康推進課から、「決定通知書」を送付します。承認された方には、**養育医療券**も合わせて送付しますので、入院先の指定養育医療機関の窓口に提示してください。※既に医療費の支払を済ませている場合は、医療機関にご相談ください。

## 7. 申請場所・問合せ先

住所や保険証等の変更、医療券の期間延長、転院や医療券を紛失等の際には、お住まいの地域の総合支所保健福祉センター健康づくり課へお問合せください。必要なお手続きをご案内いたします。

申請場所・問合せ先	電話	FAX
世田谷総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	03-5432-2893	03-5432-3074
北沢総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	03-6804-9355	03-6804-9044
玉川総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	03-3702-1948	03-3705-9203
砧総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	03-3483-3161	03-3483-3167
烏山総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	03-3308-8228	03-3308-3036

※申請後の問い合わせ先：世田谷保健所 健康推進課 03-5432-2446

未熟児養育医療給付に該当しない場合も、**乳幼児医療費制度（マル乳）**にて医療費が助成されます。詳しくは、各地域の総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センターへお問合せください。